

<資料編>

〔目 次〕

番号	名 称	本編の頁	頁
1	海津市防災会議条例	第1編- 4	1
2	海津市災害対策本部条例	第1編-14	3
3	海津市災害対策本部条例施行規則	第1編-14	4
4	防災関係機関・団体等	第1編- 5	6
5	災害履歴	第1編-11	9
6	土砂災害（特別）警戒区域	第2編- 4	10
7	山地に起因する災害危険箇所	第2編- 4	13
8	山腹崩壊危険地区	第2編- 4	14
9	崩壊土砂流出危険地区	第2編- 4	15
10	ため池の状況	第2編- 4	16
11	消防署の組織体制、消防力等	第2編-11	17
12	消防団の組織体制等	第2編-12	18
13	危険物取扱い施設・保管場所	第2編-14	21
14	観光施設等	第2編-16	22
15	教育訓練計画	第2編-24	23
16	機械器具、資材等の備蓄	第2編-32	24
17	通信設備	第2編-33	25
18	指定緊急避難場所・指定避難所、福祉避難所	第2編-40、第2編-130	32
19	緊急離着陸場	第2編-42、第3編-38	35
20	ボランティア関係団体	第2編-48	36
21	市内医療機関	第2編-50	38
22	岐阜県災害救助法施行細則	第2編-111	39
23	救助別報告事項	第2編-112	48
24	水源地・給水器具等	第2編-123	50
25	応急仮設住宅建設可能用地	第2編-128	51
26	要配慮者利用施設一覧	第2編- 2	52
27	岐阜県関係等の協定等一覧	第2編-51	55
28	災害応援に関する協定一覧	第2編-32、第2編-40、 第2編-50～52、第2編- 115、第3編-54	56
29	地区防災計画	第2編-25	60
30	<u>防災協力パートナー制度登録事業所一覧</u>	<u>二</u>	<u>61</u>

1. 海津市防災会議条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 16 号
改正 平成 18 年 3 月 22 日条例第 5 号
平成 24 年 3 月 16 日条例第 6 号
平成 24 年 6 月 15 日条例第 19 号
平成 25 年 12 月 20 日条例第 37 号
平成 26 年 9 月 26 日条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、海津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員並びにアドバイザー)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 議会議長
 - (4) 自治連合会長
 - (5) 市長がその部局内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 市長が特に必要と認め、委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、前各項に定める委員のほか、アドバイザーを置くことができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、防災に関する団体を代表する者及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、専門委員及びアドバイザーは、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(報告)

第7条 防災会議は、第2条第1号に規定する海津市地域防災計画を作成し、又は修正したときは速やかに議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月16日条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 海津市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 17 号
改正 平成 26 年 9 月 26 日条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、海津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 海津市災害対策本部条例施行規則

平成 17 年 3 月 28 日規則第 24 号
改正 平成 19 年 3 月 23 日規則第 4 号
平成 22 年 3 月 23 日規則第 7 号
平成 24 年 3 月 16 日規則第 4 号
平成 26 年 3 月 5 日規則第 5 号
平成 26 年 11 月 4 日規則第 32 号
平成 30 年 1 月 9 日規則第 1 号
平成 31 年 3 月 25 日規則第 9 号
令和 4 年 3 月 31 日規則第 23 号
令和 5 年 3 月 24 日規則第 19 号
令和 5 年 3 月 24 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海津市災害対策本部条例(平成 17 年海津市条例第 17 号)第 5 条の規定に基づき、海津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部等)

第 2 条 災害対策本部に別表に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長等)

第 3 条 前条の部に部長を置き、必要に応じ副部長を置く。

2 前条の班に班長を置く。

3 部長は、別表部長担当職欄に掲げる職にあるものをもって充て、班長は、同表班長担当職欄に掲げる職にあるものをもって充てる。

4 部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 班長は、当該班の分担任務について部長及び副部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理に当たる。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるほか、災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、海津市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日規則第 7 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 5 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 4 日規則第 32 号)
この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 9 日規則第 1 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日規則第 9 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 23 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日規則第 19 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日規則第 20 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
別表(第 2 条、第 3 条関係) (略)

4. 防災関係機関・団体等

■海津市

機 関 名	所 在 地	電話番号
海津市役所海津庁舎	海津町高須 515	53-1111(代)
〃 平田支所	平田町仏師川 483	66-2411
〃 城山支所	南濃町駒野奥条入会地 99-1	55-2200
〃 下多度支所	南濃町津屋 2837-90	57-2001
〃 石津支所	南濃町吉田 492	56-1004
海津市消防本部	海津町福岡 460-2	53-4949
消防署	海津町福岡 460-2	53-0119(代)
消防署南濃分署	南濃町吉田 852-7	59-0119
消防署平田分署	平田町今尾 614-1	65-0119
海津市地域防災センター	南濃町吉田 852-1	

■岐阜県

機 関 名	所 在 地	電話番号
岐阜県庁	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111(代)
災害情報集約センター	同上	058-272-1134
防災交流センター	岐阜市下奈良 3-11-6	058-277-5380
広域防災センター	各務原市川島小網町 2151	0586-89-4192
西濃総合庁舎 (西濃県事務所、大垣土木事務所、西濃農林事務所、西濃保健所、西濃教育事務所 等)	大垣市江崎町 422-3	0584-73-1111(代)
海津警察署	海津町福岡 341-2	0584-53-0110(代)
平田警部補交番	平田町今尾 795	0584-66-2002
南濃警部補交番	南濃町羽沢 1078	0584-55-0002

■指定地方行政機関等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中部管区警察局	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-6000(代)
東海財務局 岐阜財務事務所	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 (5F)	058-247-4111(代)
東海北陸厚生局	名古屋市東区白壁 1-15-1	052-971-8831
東海農政局	名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-201-7271 (内線)2416 052-211-1810(直)
中部森林管理局 名古屋事務所	名古屋市熱田区熱田西町 1-20	052-683-9206(直)
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2683
中部近畿 産業保安監督部	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0558(直)
中部運輸局	名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8049
岐阜地方气象台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4108
東海総合通信局	名古屋市東区白壁 1-15-1	052-971-9103
岐阜労働局	岐阜市金竜町 5-13	058-245-8103 (内線)221
大垣公共職業安定所	大垣市藤江町 1-1-8	0584-73-8609
大垣労働基準監督署	大垣市藤江町 1-1-1	0584-78-5184
国土交通省 中部地方整備局	名古屋市中区三の丸2-5-1 企画部防災課直通	052-953-8119(代) 052-953-8357
木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町5-1	058-251-1321(代)
牧田川出張所	養老郡養老町栗笠765	0584-35-2078
木曾川下流河川事務所	桑名市大字福島465	0594-24-5711(代)
海津出張所	海津町東小島23	0584-53-0483
桑名流域治水 出張所	桑名市大字福島465	0594-23-6013
岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1-36-1	058-271-9811(代)
大垣維持出張所	大垣市長松町高西1081-1	0584-91-5028
環境省中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130

■自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊岐阜地方協力本部	岐阜市長良福光 2675-3	058-232-3127
陸上自衛隊 第 35 普通科連隊	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191 (昼間内線)4832 (夜間内線)4509

■指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
中部電力株式会社大垣営業所	大垣市南高橋町 2-25	0120-985-920
西日本電信電話株式会社岐阜支店（災害対策室）	岐阜市八ツ寺町 1-15	058-214-8417
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島 2-9	058-272-3561
日本郵便株式会社 海津郵便局	海津町高須 558-4	0584-53-0280
同 平田郵便局	平田町今尾 1592-1	0584-66-2891
同 南濃郵便局	南濃町駒野 714-2	0584-55-0551
同 石津郵便局	南濃町太田 613-1	0584-56-1124

■その他関係機関・団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号
西南濃粗大廃棄物処理センター	養老郡養老町有尾 456-235	0584-37-2103
養老鉄道株式会社 西大垣駅	大垣市木戸 910	0584-78-2305
同 駒野駅	南濃町駒野 617	0584-55-0043
名古屋鉄道株式会社（西部管理人室）	岐阜市吉野町 3-1	058-262-1746
名阪近鉄バス株式会社	名古屋市中村区名駅 3-13-26	052-541-4902
海津市コミュニティバス サイトラベル株式会社	大垣市旭町 3-11	0584-78-7155
西美濃農業協同組合 海津中支店	海津町高須 582-1	0584-53-1133
	海津北支店	平田町今尾 557
	南 濃支店	南濃町駒野 490-1
	下多度支店	南濃町津屋 2837-100
	石 津支店	南濃町吉田 738
海津市商工会	海津町高須 563-1	0584-53-2111
海津市社会福祉協議会	南濃町駒野 827-1	0584-55-2300
	海津支所	海津町高須 517-1
	平田支所	平田町仏師川 483

5. 災害履歴

■海津市に関する風水害

発生年月日	災害の種別	主な被災地域	死者行方不明	全焼	全壊	流出	半壊(焼)	床上浸水
明治29. 9. 8 ～1	風水害	西南濃	158		5, 377	3, 738		11, 040
明治44. 6. 19	風水害	全域			1, 062			
明治45. 9. 22 ～23	風水害	風害-全域 水害-揖斐川流域	128		12, 000	4		浸水 2, 304
大正10. 9. 25 ～26	風水害	全域	20		1, 277		766	
昭和9. 9. 21	風水害 (室戸台風)	全域	15		322	1	999	13
昭和28. 9. 25	風水害 (テス台風)	西南濃、中濃	6		4	6	17	1, 718
昭和34. 8. 12 ～14	風水害 (7号台風)	西南濃、特に多芸 輪中	7		39	22	1, 603	466
昭和34. 9. 25 ～27	風水害 (伊勢湾台風)	全域、多芸輪中再 び大洪水	104		3, 805	127	12, 233	2, 261
昭和36. 6. 25 ～29	水害 (梅雨前線)	西南濃、加茂、恵 那	9		16	15	660	10, 632
昭和36. 9. 14 ～17	水害 (第2室戸台 風)	西濃、中濃	4		256	14	2, 227	649
昭和49. 7. 25	水害	中濃、西濃	1				1	2, 421
昭和51. 9. 8 ～14	水害 (9. 12豪雨)	中濃、西濃	9		20	2	133	24, 519
昭和58. 9. 27 ～29	水害 (9. 28豪雨)	中濃、西濃	5		7	1	19	1, 914

注1 岐阜県内で死者行方不明者が50人以上又は、住宅の(全失) + (半失/2) + (床上浸水/3) が500人以上判明しているものを揚上した。

6. 土砂災害（特別）警戒区域

■土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

番号	箇所名	位置	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	備考
1	今熊谷	海津市南濃町津屋	土石流	
2	風呂谷・かっこう谷	海津市南濃町津屋	土石流	
3	鐘鋳場 1	海津市南濃町津屋	土石流	
4	鐘鋳場 2	海津市南濃町津屋	土石流	
5	志津北谷（南谷）	海津市南濃町志津	土石流	
6	志津北谷（北谷）	海津市南濃町志津	土石流	
7	志津南谷	海津市南濃町志津	土石流	
8	志津小谷	海津市南濃町志津	土石流	
9	鍛冶屋谷	海津市南濃町志津	土石流	
10	羽根谷（東谷）	海津市南濃町駒野奥条入会地	土石流	
11	羽根谷（西谷）	海津市南濃町駒野奥条入会地	土石流	
12	羽根谷（東支谷）	海津市南濃町駒野奥条入会地	土石流	
13	羽根谷（西支谷）	海津市南濃町駒野奥条入会地	土石流	
14	岡谷	海津市南濃町羽沢	土石流	
15	河戸谷	海津市南濃町上野河戸	土石流	
16	北谷 1	海津市南濃町羽沢	土石流	
17	北谷 2	海津市南濃町羽沢	土石流	
18	山崎北谷	海津市南濃町山崎	土石流	
19	山崎南谷	海津市南濃町山崎	土石流	
20	御山 2	海津市南濃町上野河戸	土石流	
21	黒岩谷	海津市南濃町山崎	土石流	
22	水油谷	海津市南濃町山崎	土石流	
23	矢落谷	海津市南濃町安江	土石流	
24	倉谷	海津市南濃町安江	土石流	
25	盤若谷	海津市南濃町安江	土石流	
26	矢落 2	海津市南濃町安江	土石流	
27	住吉谷	海津市南濃町太田	土石流	
28	樟谷	海津市南濃町吉田	土石流	
29	円城寺谷	海津市南濃町吉田	土石流	
30	吉田谷	海津市南濃町吉田	土石流	
31	大谷	海津市南濃町松山	土石流	
32	花ノ木谷	海津市南濃町松山	土石流	
33	馬ヶ瀬谷	海津市南濃町松山	土石流	
34	狐平谷	海津市南濃町境	土石流	
35	九曾谷	海津市南濃町境	土石流	
36	徳田谷西の谷	海津市南濃町庭田	土石流	
37	徳田谷東の谷	海津市南濃町庭田	土石流	
38	庭田北谷	海津市南濃町庭田	土石流	
39	宇都宮谷南の谷	海津市南濃町庭田	土石流	
40	岡谷東の谷	海津市南濃町上野河戸	土石流	
41	境谷	海津市南濃町境	土石流	
42	井口 2	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
43	井口 1	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
44	南条	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
45	南山 3	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
46	大谷 1	海津市南濃町徳田	急傾斜地の崩壊	
47	大谷 2	海津市南濃町徳田	急傾斜地の崩壊	
48	古畑	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
49	奥谷 1	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
50	奥谷 2	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	

5 1	奥谷 3	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
5 2	南山 1	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
5 3	東山	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
5 4	腰越 1	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
5 5	腰越 2	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
5 6	南山 2	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
5 7	城山	海津市南濃町駒野	急傾斜地の崩壊	
5 8	中林	海津市南濃町奥条	急傾斜地の崩壊	
5 9	久才坊	海津市南濃町奥条	急傾斜地の崩壊	
6 0	東谷	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
6 1	倉羅谷	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
6 2	前山通	海津市南濃町羽沢	急傾斜地の崩壊	
6 3	御山	海津市南濃町上野河戸	急傾斜地の崩壊	
6 4	山田	海津市南濃町山崎	急傾斜地の崩壊	
6 5	南条畑 1	海津市南濃町山崎	急傾斜地の崩壊	
6 6	南条畑 2	海津市南濃町山崎	急傾斜地の崩壊	
6 7	矢落	海津市南濃町安江	急傾斜地の崩壊	
6 8	鎌知土	海津市南濃町安江	急傾斜地の崩壊	
6 9	杉生平	海津市南濃町太田	急傾斜地の崩壊	
7 0	宇都宮谷	海津市南濃町庭田	土石流	H29. 5. 19

■土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

番号	箇所名	位置	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	備考
1	風呂谷・かっこう谷	海津市南濃町津屋	土石流	
2	鐘鋳場 1	海津市南濃町津屋	土石流	
3	鐘鋳場 2	海津市南濃町津屋	土石流	
4	志津小谷	海津市南濃町志津	土石流	
5	鍛冶屋谷	海津市南濃町志津	土石流	
6	羽根谷 (東支谷)	海津市南濃町駒野奥条入会地	土石流	
7	羽根谷 (西支谷)	海津市南濃町駒野奥条入会地	土石流	
8	岡谷	海津市南濃町羽沢	土石流	
9	河戸谷	海津市南濃町上野河戸	土石流	
1 0	北谷 2	海津市南濃町羽沢	土石流	
1 1	黒岩谷	海津市南濃町山崎	土石流	
1 2	御山 2	海津市南濃町上野河戸	土石流	
1 3	矢落谷	海津市南濃町安江	土石流	
1 4	倉谷	海津市南濃町安江	土石流	
1 5	樟谷	海津市南濃町吉田	土石流	
1 6	矢落 2	海津市南濃町安江	土石流	
1 7	吉田谷	海津市南濃町吉田	土石流	
1 8	大谷	海津市南濃町松山	土石流	
1 9	花ノ木谷	海津市南濃町松山	土石流	
2 0	九曾谷	海津市南濃町境	土石流	
2 1	徳田谷西の谷	海津市南濃町庭田	土石流	
2 2	徳田谷東の谷	海津市南濃町庭田	土石流	
2 3	岡谷東の谷	海津市南濃町上野河戸	土石流	
2 4	境谷	海津市南濃町境	土石流	
2 5	井口 2	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
2 6	井口 1	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
2 7	南条	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	

28	南山3	海津市南濃町志津	急傾斜地の崩壊	
29	大谷1	海津市南濃町徳田	急傾斜地の崩壊	
30	大谷2	海津市南濃町徳田	急傾斜地の崩壊	
31	古畑	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
32	奥谷1	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
33	奥谷2	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
34	奥谷3	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
35	南山1	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
36	東山	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
37	腰越1	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
38	腰越2	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
39	南山2	海津市南濃町庭田	急傾斜地の崩壊	
40	城山	海津市南濃町駒野	急傾斜地の崩壊	
41	中林	海津市南濃町奥条	急傾斜地の崩壊	
42	久才坊	海津市南濃町奥条	急傾斜地の崩壊	
43	東谷	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
44	倉羅谷	海津市南濃町駒野奥条入会地	急傾斜地の崩壊	
45	前山通	海津市南濃町羽沢	急傾斜地の崩壊	
46	御山	海津市南濃町上野河戸	急傾斜地の崩壊	
47	山田	海津市南濃町山崎	急傾斜地の崩壊	
48	南條畑1	海津市南濃町山崎	急傾斜地の崩壊	
49	南條畑2	海津市南濃町山崎	急傾斜地の崩壊	
50	矢落	海津市南濃町安江	急傾斜地の崩壊	
51	鎌知土	海津市南濃町安江	急傾斜地の崩壊	
52	杉生平	海津市南濃町太田	急傾斜地の崩壊	

7. 山地に起因する災害危険箇所

■民有林

地区名	市町村	大字	字	流延長	流平均 勾配	溪集水 面積	表危 地判 定	人家 戸	工場戸	工場 員数	旅館 戸	旅館 員数	学校 棟	官公 棟	病院 棟	公共その 他
杉生平	旧南濃町	杉生平	杉生平	800.0	11.0	139.0	A	2	2	0	0	0	1	0	0	
鎌知士	旧南濃町	鎌知士	鎌知士	400.0	14.0	17.0	A	24	0	0	0	0	0	0	0	
新御林	旧南濃町	新御林	新御林	300.0	11.0	6.0	A	52	0	0	0	0	0	0	0	
裏山	旧南濃町	裏山	裏山	800.0	13.0	58.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
官山	旧南濃町	官山	官山	400.0	7.0	19.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
山田	旧南濃町	山田	山田	200.0	14.0	6.0	A	15	1	0	0	0	0	0	0	神社1
北谷	旧南濃町	北谷	北谷	200.0	9.0	4.0	A	6	0	0	0	0	0	0	1	道の駅1
東谷	旧南濃町	東谷	東谷	400.0	10.0	19.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
東谷	旧南濃町	東谷	東谷	1100.0	4.0	300.0	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
飯森	旧南濃町	飯森	飯森	1000.0	6.0	153.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	さぼろ遊学館
倉羅谷	旧南濃町	倉羅谷	倉羅谷	100.0	17.0	14.0	A	1	1	0	0	0	0	0	0	さぼろ遊学館
久才防	旧南濃町	久才防	久才防	100.0	6.0	10.0	C	2	0	0	0	0	0	0	0	
倉羅谷	旧南濃町	倉羅谷	倉羅谷	700.0	10.0	77.0	A	2	1	0	0	0	0	0	0	
南山	旧南濃町	南山	南山	100.0	17.0	5.0	C	1	1	0	0	0	0	0	0	
南山	旧南濃町	南山	南山	500.0	8.0	54.0	A	5	0	0	0	0	0	0	0	
奥谷	旧南濃町	奥山	奥山	600.0	13.0	514.0	A	53	0	0	0	0	1	0	0	
北谷	旧南濃町	北谷	北谷	1200.0	5.0	76.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	神社1
南山	旧南濃町	南山	南山	300.0	11.0	20.0	A	16	0	0	0	0	0	0	0	
祖古谷	旧南濃町	祖古谷	祖古谷	2100.0	5.0	206.0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	
高祖	旧南濃町	高祖	高祖	500.0	11.0	25.0	A	5	0	0	0	0	0	0	0	
後谷	旧南濃町	後谷	後谷	700.0	12.0	59.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
南谷	旧南濃町	南谷	南谷	1000.0	10.0	145.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
南谷	旧南濃町	南谷	南谷	700.0	14.0	32.0	A	6	0	0	0	0	0	0	0	住宅南濃 宿舎
南谷	旧南濃町	南谷	南谷	200.0	11.0	23.0	A	11	0	0	0	0	0	0	0	神社1
北谷	旧南濃町	北谷	北谷	400.0	14.0	18.0	A	3	0	0	0	0	0	0	1	
狐平	旧南濃町	狐平	狐平	300.0	11.0	26.0	A	32	0	0	0	0	0	0	0	神社1
馬ヶ瀬	旧南濃町	馬ヶ瀬	馬ヶ瀬	500.0	11.0	85.0	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
養田山	旧南濃町	養田山	養田山	400.0	11.0	28.0	A	35	1	0	0	0	0	0	0	神社1
長尾	旧南濃町	長尾	長尾	800.0	7.0	150.0	A	65	0	0	0	0	0	1	0	
花ノ木	旧南濃町	花ノ木	花ノ木	400.0	17.0	43.0	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
楠谷	旧南濃町	楠谷	楠谷	500.0	15.0	40.0	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
住吉谷	旧南濃町	住吉谷	住吉谷	400.0	20.0	25.0	A	13	0	0	0	0	0	0	0	
津屋	旧南濃町	津屋	南谷	380.0	15.0	11.6	A	25	0	0	0	0	0	0	0	神社1
羽沢	旧南濃町	羽沢	養田	500.0	13.0	8.6	A	30	1	0	0	0	0	0	0	神社1
庭田	旧南濃町	庭田	北谷	380.0	16.0	30.9	A	8	0	0	0	0	0	0	0	
津屋	旧南濃町	津屋	南谷No.2	1100.0	12.0	92.6	A	3	0	0	0	0	0	0	1	

8. 山腹崩壊危険地区

地区名	市町村	大字	字	判定区分	表危地 判定	表危地 面積	人家戸	工場戸	公共その他
御山	旧南濃町	上野河戸	御山	人家数 1 戸	C	5.0	1	0	
北条	旧南濃町	上野河戸	北条	人家数 34 戸	B	8.0	34	0	
腰越	旧南濃町	駒野奥条	腰越	道路	-	1.0	0	0	
北谷	旧南濃町	庭田	北谷	人家数 6 戸	A	2.0	6	0	
松山	旧南濃町	松山	城山	人家数 9 戸	A	10.3	9	0	神社 1
庭田	旧南濃町	庭田	南山	人家数 7 戸	B	2.6	7	0	
駒野奥條入会	旧南濃町	駒野奥條入会	倉羅谷	人家数 7 戸	B	10.4	6	1	さぼう遊学館
羽沢	旧南濃町	羽沢	北谷	人家数 5 戸	B	7.7	5	0	道の駅 1
羽沢	旧南濃町	羽沢	前山通	人家数 5 戸	C	2.8	5	0	

9. 崩壊土砂流出危険地区

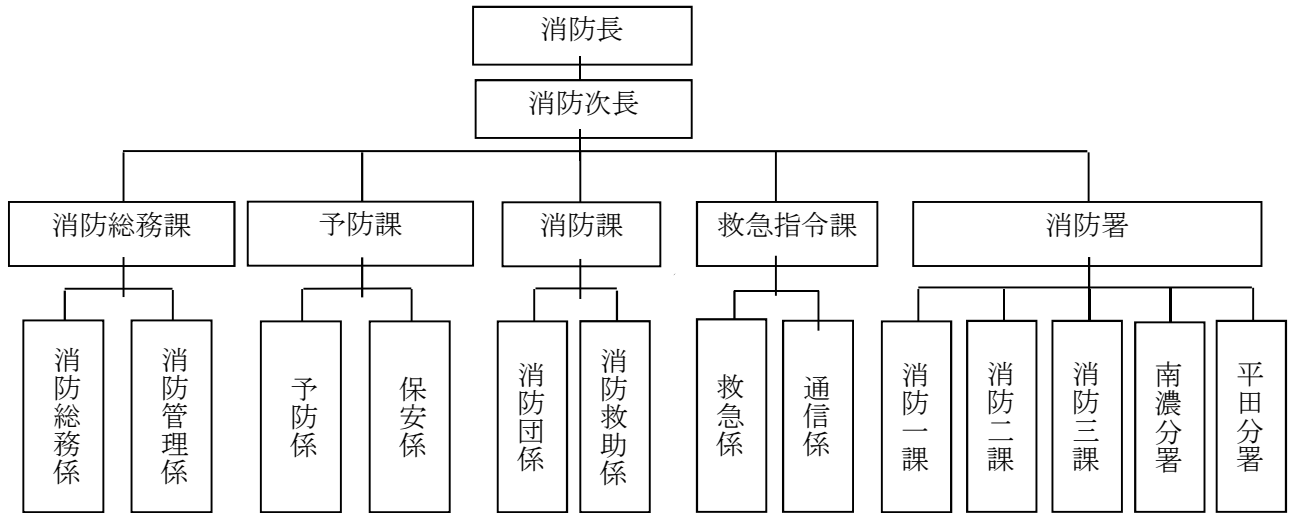
危険地区番号	面積(ha)		所在地			保全対象			備考
	集水面積	危険地区	大字		字	人家	公共施設	道路	
1	139.00	0.96	南濃町	太田	杉生平	250	3	1	
2	17.00	0.24	南濃町	安江	鎌知土	35	1	1	
3	6.00	0.18	南濃町	山崎	新御林	50	1	1	
4	58.00	0.72	南濃町	山崎	裏山	180	1	1	
5	19.00	0.24	南濃町	上野河戸	官山	130	1	1	
6	6.00	0.12	南濃町	上野河戸	山田	20	1	1	
7	4.00	0.12	南濃町	羽沢	北谷	200	2	1	
8	19.00	0.60	南濃町	駒野奥条	東谷	640	14	1	
9	300.00	1.65	南濃町	駒野奥条	東谷	640	14	1	
10	153.00	0.90	南濃町	駒野奥条	飯森	50	2	1	
11	14.00	0.06	南濃町	駒野奥条	倉羅谷	640	14	1	
12	10.00	0.06	南濃町	駒野奥条	久才坊	640	14	1	
13	77.00	0.63	南濃町	駒野奥条	倉羅谷	80	2	1	
14	5.00	0.06	南濃町	庭田	南山	80	1	1	
15	54.00	0.30	南濃町	庭田	南山	70	1	1	
16	514.00	3.60	南濃町	庭田	奥山	80	1	1	
17	76.00	1.08	南濃町	庭田	北谷	80	2	1	
18	20.00	0.18	南濃町	志津	南山	20	1	1	
19	206.00	3.15	南濃町	志津	祖古谷	120	3	1	
20	25.00	0.45	南濃町	志津	高祖	200	4	1	
21	59.00	0.42	南濃町	志津	後谷	220	4	1	
22	145.00	0.90	南濃町	津屋	南谷	40	2	1	
23	32.00	0.42	南濃町	津屋	南谷	220	4	1	
24	23.00	0.12	南濃町	津屋	南谷	230	4	1	
25	18.00	0.24	南濃町	津屋	北谷	80	5	1	
26	26.00	0.18	南濃町	境	狐平	600	2	1	
27	85.00	0.45	南濃町	松山	馬ヶ瀬	300	5	1	
28	28.00	0.24	南濃町	羽沢	養田山	50	2	1	
29	150.00	0.72	南濃町	山崎	長尾	160	1	1	
30	43.00	0.24	南濃町	松山	花ノ木	300	5	1	
31	40.00	0.3	南濃町	吉田	樟谷	55		1	
32	25.00	0.12	南濃町	吉田	住吉谷	35		1	

10. ため池の状況

地区名	所在地	受益面積 (ha)	堤高 (m)	貯水量 (千ト)	危険箇所					備考
					余水吐	堤体	樋管	放流 施設	堆砂	
上野溜池 (谷田1号)	南濃町上野 河戸字南條 909-1	6.1	7.9	7.0						防災重点農業用ため池に指定
谷田2号溜池	南濃町上野 河戸字北山 條1017-1	5.2	10.5	10.0						防災重点農業用ため池に指定
腰越第1号溜池	南濃町庭田 字腰越467-1	3.6	5.8	4.2						防災重点農業用ため池に指定
腰越第2号溜池	南濃町庭田 字腰越 484-1	6.4	4.9	10.0						防災重点農業用ため池に指定
御諏訪溜池	南濃町駒野 字溜下 23-1	6.5	7.6	5.4						防災重点農業用ため池に指定
真正寺溜池	南濃町奥条 字中林 76	2.5	5.3	4.9						防災重点農業用ため池に指定

11. 消防署の組織体制、消防力等

■組織図



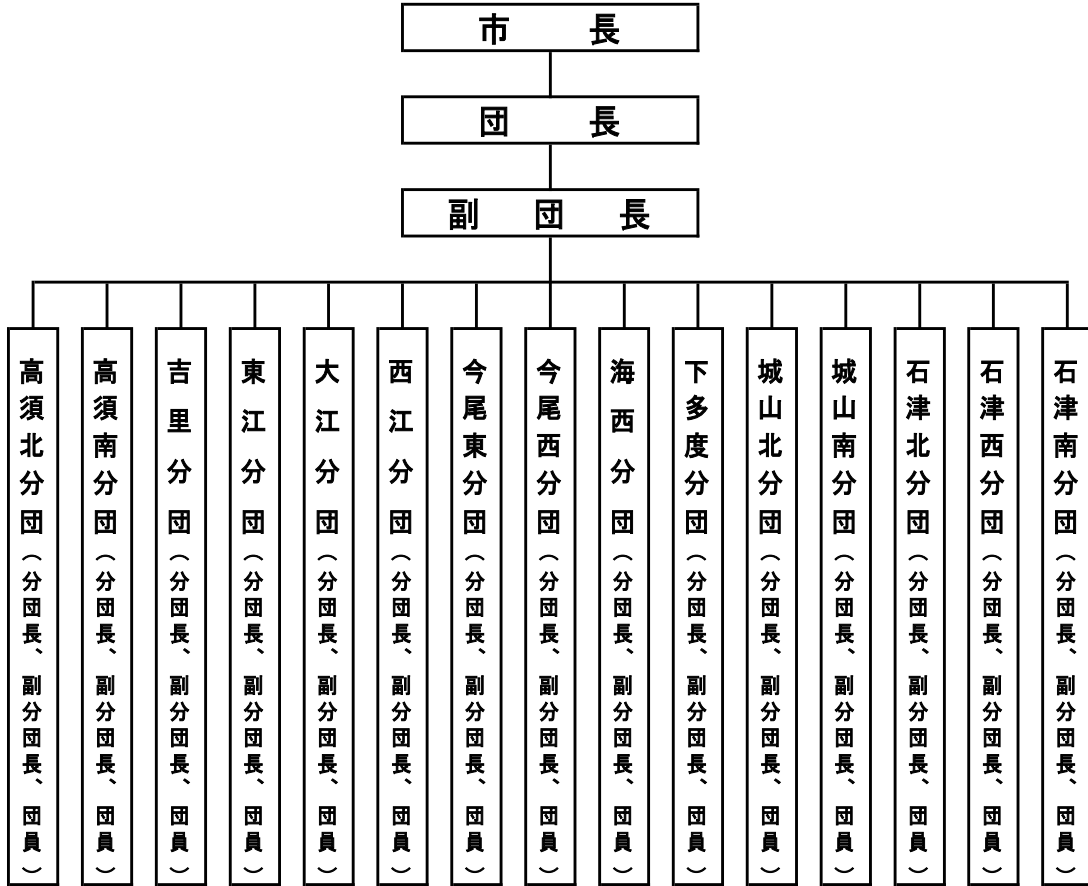
■消防車両

(消防本部・消防署配置車両一覧表)

配置場所	車両種別	台数	呼出名称	
消防署・消防本部	災害対応特殊化学消防ポンプ車	1	かいづ21	
	消防ポンプ自動車	1	かいづ2	
	救助工作車	1	かいづ41	
	指揮車	1	かいづ51	
	防災活動車	1	かいづ53	
	広報車	1	かいづ61	
	資機材搬送車	1	かいづ71	
	小型照明車	1	かいづ74	
	高規格救急車	2	きゅうきゅうかいづ1 きゅうきゅうかいづ2	
	その他車両		3	軽バン(サイレン・赤灯付)
				連絡車(セレナ)
				連絡車(モビリオ)
消防署・消防本部	小型動力ポンプ付水槽車	1	かいづ3	
	消防ポンプ自動車	1	かいづ4	
南濃分署	圧縮空気泡混合装置付ポンプ車	1	かいづ5	
	高規格救急車	1	きゅうきゅうかいづ3	
平田分署	水槽付消防ポンプ自動車	1	かいづ1	
	高規格救急車	1	きゅうきゅうかいづ5	

12. 消防団の組織体制等

■組織図 (海津市消防団規則 第2条)



消防団員の定員 407人

(海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 第2条)

■海津市消防団 車両一覧表

(海津町)

分団	消防団車庫所在地	車両種別
高須北	高須町西町	ポンプ自動車
	高須町馬目町	軽積載車 (デッキバン)
	平原	普通積載車
高須南	高須町上町	ポンプ自動車
	高須町新町	普通積載車
	札野	軽積載車 (デッキバン)
吉里	松木	ポンプ自動車
		普通積載車
		普通積載車
東江	大和田	普通積載車
	駒ヶ江	ポンプ自動車
	日原	軽積載車 (デッキバン)
大江	森下	軽積載車 (デッキバン)
	古中島	ポンプ自動車
	金廻	普通積載車
西江	安田	ポンプ自動車
		軽積載車 (デッキバン)
		普通積載車
ポンプ自動車		6台
軽積載車3台・普通積載車9台		12台

(平田町)

分団	消防団車庫所在地	車両種別
今尾西	今尾	ポンプ自動車
		普通積載車
		軽積載車 (デッキバン)
	脇野	軽積載車 (デッキバン)
今尾東	三郷	普通積載車
		普通積載車
		普通積載車
	西島	普通積載車
海西	蛇池	普通積載車
	野寺	ポンプ自動車
		普通積載車
		普通積載車
		軽積載車 (デッキバン)
ポンプ自動車		3台
軽積載車3台・普通積載車6台		9台

(南濃町)

分団	消防団車庫所在地	車両種別
下多度	津屋	ポンプ自動車
		普通積載車
	志津	普通積載車
城山北	駒野 (防災分庁舎内)	ポンプ自動車
		普通積載車
	駒野 (南濃中部防災コミュニティセンター内)	普通積載車
	徳田	普通積載車
城山南	羽沢	普通積載車
	上野河戸	普通積載車
	山崎	普通積載車
石津北	安江	普通積載車
	太田	ポンプ自動車
	吉田	普通積載車
石津西	松山	普通積載車
	松山グリーンハイツ	普通積載車
石津南	田鶴	軽積載車 (デッキバン)
	さくらが丘	普通積載車
	境	普通積載車
	地域防災センター	ポンプ自動車
ポンプ自動車		4台
軽積載車1台・普通積載車14台		15台

13. 危険物取扱い施設・保管場所

■液化石油ガス及び一般高圧ガス防災事業所

ガス名	事業所名	電話番号	所在地	昼：連絡責任者
				夜：連絡責任者
L P ガス	(株)マルエイ 南濃支店	53-0482	海津市海津町西小島 145	支店長
				支店長
"	新日本ガス(株) 海津支店	53-2525	海津市海津町札野552	支店長
				宿直者

14. 観光施設等

名 称	所 在 地	電 話
木曾三川公園センター	海津市海津町油島255-3	54-5531
アクアワールド水郷パークセンター	海津市海津町福江566	53-7200
長良川サービスセンター	海津市海津町福江1202-2	54-2075
平田公園	海津市平田町三郷2336	
平田リバーサイドプラザ	海津市平田町野寺2266-3	
白山公園	海津市平田町脇野320-1	
羽根谷だんだん公園	海津市南濃町奥条・羽沢	55-1110
庭田山頂公園	海津市南濃町庭田	
月見の森	海津市南濃町羽沢	57-2727
吉田出来山公園	海津市南濃町吉田	
千本松原	海津市海津町油島	
治水神社	海津市海津町油島	54-5928
歴史民俗資料館	海津市海津町萱野205-1	53-3232
千代保稲荷神社	海津市平田町三郷1980	66-2613
行基寺	海津市南濃町上野河戸1024-1	
さぼろ遊学館	海津市南濃町奥条	55-1110
南濃温泉「水晶の湯」	海津市南濃町羽沢1623-3	58-1126
海津温泉「宙舟の湯」	海津市海津町福江560-1	54-5220
道の駅「クレール平田」	海津市平田町野寺2357-2	67-3988
道の駅「月見の里 南濃」	海津市南濃町羽沢673-1	58-0258

15. 教育訓練計画

■消防団員

1月	文化財防ぎょ訓練
2月	救命講習会
3月	林野火災防ぎょ訓練
4月	春季総合訓練
4～5月	操法講習会
秋頃	総合防災訓練
11月	機動演習
11～12月	冬季総合訓練
適宜	機関運用訓練

■自主防災組織・自治会（区）

秋頃	防災訓練
随時	救命講習会
	防災講習会
	DIG訓練
	避難所開設訓練

■市職員

適宜	非常参集訓練
	DIG訓練
	救命(応急手当)講習会
	避難所開設訓練

16. 機械器具・資材等の備蓄

■備蓄施設

1	備蓄場所	鹿野防災倉庫
	所在地	海津町鹿野621番地1
	主要用途・構造	倉庫・鉄骨、瓦葺き、平屋建
	その他	集会所と併設
2	備蓄場所	海津防災倉庫(海津市役所北)
	所在地	海津町高須515番地
	主要用途・構造	倉庫・鉄骨、亜鉛版葺き、平屋建
	その他	市役所敷地内・一部車庫利用
3	備蓄場所	福江コンテナ防災倉庫
	所在地	海津町福江656番地1
	主要用途・構造	倉庫・アルミコンテナ2t (2台)
	その他	海津バス事務所駐車場内
4	備蓄場所	藤沢防災倉庫
	所在地	南濃町駒野51番地1
	主要用途・構造	倉庫・鉄骨、亜鉛版葺き、2階建
	その他	消防、水防資機材有
5	備蓄場所	地域防災センター
	所在地	南濃町吉田852番地1
	主要用途・構造	防災センター・鉄筋コンクリート、亜鉛版葺き、2階建
	その他	消防本部南濃分署と併設、飲料水兼用耐震性貯水槽有
6	備蓄場所	津屋コンテナ防災倉庫
	所在地	南濃町津屋2837番地90
	主要用途・構造	倉庫・コンテナ、蛍光灯有(電源)
	その他	みかげの森「プラザしもたど」駐車場内
7	備蓄場所	南濃中部防災コミュニティセンター
	所在地	南濃町駒野680番地
	主要用途・構造	地域防災対策拠点・鉄筋コンクリート、2階建
	その他	城山北分団消防庫併設、備蓄資機材無
8	備蓄場所	防災分庁舎
	所在地	南濃町駒野 326 番地 3
	主要用途・構造	防災分庁舎・鉄骨、3階建
	その他	一部 城山北分団消防庫
9	備蓄場所	平田公園備蓄倉庫
	所在地	平田町三郷2330番地
	主要用途・構造	車庫・倉庫、鉄骨、2階建
	その他	1階 今尾東分団消防庫、2階 備蓄倉庫

※上記のほか、市内各小学校、総合福祉会館敷地内の倉庫等へ備蓄。

17. 通信設備

■防災行政無線同報系設置場所

種別	連番	No	呼出呼称	所 在
固定局			こうほうかいづ	海津町高須 5 1 5
子局	1	K-1	海津庁舎	海津町高須 5 1 5
	2	K-2	馬 目	海津町馬目 4 4 2
	3	K-3	西 方	海津町馬目 3 5 6-1
	4	K-4	高須町	海津町高須町 4 0 4-3
	5	K-5	高 須	海津町東小島 1-4
	6	K-6	萱 野	海津町萱野 1 8
	7	K-7	西小島	海津町西小島 1 0 1
	8	K-8	福 岡 1	海津町福岡 4 6 0-2
	9	K-9	福 岡 2	海津町福岡 8 9-3
	10	K-10	平原西	海津町平原 2 0 4
	11	K-11	平原中	海津町平原 4 5 4
	12	K-12	平原東	海津町平原 1 4 0 8
	13	K-13	内 野	海津町平原 1 7 1 3-1
	14	K-14	鹿 野 1	海津町鹿野 1 5 5 8
	15	K-15	鹿 野 2	海津町鹿野 1 2 3-1
	16	K-16	境 方	海津町松木 8 7 7-1
	17	K-17	神 桐	海津町神桐 9-1
	18	K-18	松 木	海津町松木 5 1 4-1
	19	K-19	瀬 古	海津町瀬古 1 8 8
	20	K-20	成 戸	海津町成戸 1 9 3 6
	21	K-21	福一色	海津町福一色 1 2 6
	22	K-22	田 中	海津町田中 4 8 2-2
	23	K-23	秋 江	海津町秋江 2 1 7 6
	24	K-24	草 場 1	海津町草場 3-2
	25	K-25	草 場 2	海津町草場 1 4 3
	26	K-26	大和田	海津町大和田 2 6 5 4
	27	K-27	駒ヶ江 1	海津町駒ヶ江 1 5 9-1
	28	K-28	駒ヶ江 2	海津町駒ヶ江 6 5 3
	29	K-29	長 瀬	海津町長瀬 8 6 8
	30	K-30	立 野	海津町立野 3 2 2-1
	31	K-31	日 原	海津町日原 3 9 4
	32	K-32	長久保	海津町長久保 3 7 5
	33	K-33	外 浜	海津町外浜 2 8-1
	34	K-34	石 亀	海津町石亀 6-1
	35	K-35	森 下	海津町森下 2 2 2-1
	36	K-36	福 江 1	海津町福江 5 5 6-2
	37	K-37	古中島	海津町古中島 2 0 4
	38	K-38	角 山	海津町福江 9 6 7

種別	連番	No	呼出呼称	所 在
	39	K-39	福 江 2	海津町福江 1 4 0 7
	40	K-40	金 廻 1	海津町金廻 3 1 8
	41	K-41	金 廻 2	海津町金廻 7 7 7
	42	K-42	油 島	海津町油島 1 6 9 - 1
	43	K-43	金 廻 3	海津町金廻 6 2 0 - 3
	44	K-44	万寿新田	海津町万寿新田 8 2 9 - 2 3
	45	K-45	帆引新田 1	海津町帆引新田 1 5 3 7
	46	K-46	帆引新田 2	海津町帆引新田 1 2 5 1 - 1
	47	K-47	帆引新田 3	海津町帆引新田 4 8 2
	48	K-48	沼新田 1	海津町江東 4 3 1 - 2
	49	K-49	沼新田 2	海津町沼新田 5 8 3 - 2
	50	K-50	沼新田 3	海津町沼新田 1 6 4 - 1
	51	K-51	安 田	海津町安田 7 2 - 1
	52	K-52	安田新田	海津町安田新田 1 2 7
	53	K-53	梶 屋	海津町稲山 7 9 7
	54	K-54	柳 港	海津町稲山 3 8 7 - 2
	55	K-55	五 町	海津町萱野 2 7 8 - 1
	56	K-56	深 浜 1	海津町江東 9 7 - 3
	57	K-57	深 浜 2	海津町江東 2 2 6 - 1
	58	K-58	札 野 1	海津町札野 9 1 6 - 1 7
	59	K-59	札 野 2	海津町札野 1 3 1
	60	K-60	上内記	海津町内記 3 0 4 - 3
	61	K-61	札野一色	海津町札野 2 7 6
	62	K-62	下内記	海津町内記 3 3 8
	63	H-1	勝 賀	平田町勝賀 1 3 6 9 - 1
	64	H-2	西勝賀	平田町須賀 1 7
	65	H-3	須 賀	平田町須賀 3 8 8 - 1
	66	H-4	野 寺 1	平田町野寺 1 2 6 4 - 1
	67	H-5	野 寺 2	平田町野寺 1 2 0 7 - 1
	68	H-6	岡	平田町岡 3 0 9
	69	H-7	幡 長	平田町幡長 5 6 3 - 1
	70	H-8	者 結	平田町者結 2 6 6
	71	H-9	野市場	平田町蛇池 2 2 4 0
	72	H-10	蛇 池	平田町蛇池 9 3 - 1
	73	H-11	三 郷 1	平田町三郷 1 8 9 7 - 5 3
	74	H-12	三 郷 2	平田町三郷 9 8 1
	75	H-13	仏師川	平田町仏師川 1 2 1
	76	H-14	四ツ谷 1	平田町今尾 3 2 - 5
	77	H-15	四ツ谷 2	平田町今尾 4 3 8 0 - 5 5
	78	H-16	今 尾 1	平田町今尾 6 1 4 - 1
	79	H-17	今 尾 2	平田町今尾 9 1 5
	80	H-18	今 尾 3	平田町今尾 3 0 6 4 - 4

種別	連番	No	呼出呼称	所 在
	81	H-19	今 尾4	平田町今尾3071-12
	82	H-20	今 尾5	平田町今尾2293-1
	83	H-21	今 尾6	平田町今尾1397-1
	84	H-22	土 倉	平田町土倉138-1
	85	H-23	脇 野	平田町脇野291
	86	H-24	高 田1	平田町高田1335-1
	87	H-25	高 田2	平田町高田1041-3
	88	H-26	西 島1	平田町西島1333
	89	H-27	西 島2	平田町西島862-1
	90	N-1	津 屋1	南濃町津屋2812-3
	91	N-2	津 屋2	南濃町津屋2404-1
	92	N-3	津 屋3	南濃町津屋2018-1
	93	N-4	津 屋4	南濃町津屋2241-3
	94	N-5	西 園	南濃町津屋2837-165
	95	N-6	志津新田	南濃町志津新田501-1
	96	N-7	志 津	南濃町志津1032-1
	97	N-8	戸田・徳田	南濃町徳田250-1
	98	N-9	奥庭田	南濃町庭田381-1地先
	99	N-10	口庭田	南濃町庭田776-4-1
	100	N-11	駒野新田	南濃町駒野新田575-1地先
	101	N-12	駒 野1	南濃町駒野214-5
	102	N-13	駒野2(城山支所)	南濃町駒野奥条入会99-2
	103	N-14	駒 野3(枝)	南濃町駒野680
	104	N-15	駒 野4	南濃町駒野879-4
	105	N-16	羽 沢1	南濃町羽沢329-3
	106	N-17	羽 沢2	南濃町羽沢672-2-4地先
	107	N-18	上野河戸1	南濃町上野河戸515-3
	108	N-19	上野河戸2	南濃町上野河戸102-3
	109	N-20	山 崎	南濃町山崎1031-1
	110	N-21	山崎さくらヶ丘	南濃町山崎593
	111	N-22	安 江	南濃町安江1221-1
	112	N-23	太 田1	南濃町太田154
	113	N-24	太 田2	南濃町太田635-1
	114	N-25	吉 田1	南濃町吉田575-4
	115	N-26	吉 田2	南濃町吉田740
	116	N-27	田 鶴1	南濃町田鶴2-1
	117	N-28	田 鶴2	南濃町田鶴300
	118	N-29	田 鶴3	南濃町田鶴561-11
	119	N-30	田 鶴4	南濃町田鶴707
	120	N-31	松 山	南濃町松山207-11
	121	N-32	さくらヶ丘	南濃町田鶴708-32
	122	N-33	グリーンハイツ	南濃町松山624-135

種別	連番	No	呼出呼称	所 在
	123	N-34	境 1	南濃町松山477-1
	124	N-35	境 2	南濃町境284
	125	N-36	奥 条	南濃町奥条402-1

■海津市防災行政無線移動系無線局配置一覧

MCA無線	グループNo.	製造番号	特記事項
1	1	030003002625	海津市基地
101	1	050005002596	海津101
102	1	050005002597	海津102
103	1	050005002598	海津103
104	1	050005002599	海津104
105	1	050005002560	海津105

■海津市防災行政無線移動系（IP無線携帯）配置図

No.	IP無線	グループNo.	製造番号	特記事項
1	101	1	B8A00787	本部1
2	102	1	B8A00915	本部2
3	103	1	B8A00827	本部3
4	201	1	B8B00024	団長
5	202	1	B8B00837	副団長 海津
6	203	1	B8B00822	副団長 南濃
7	204	1	B8A00755	副団長 平田
8	301	2・3	B8A00973	海西分団長
9	302	2・3	B8B00825	今尾西分団長
10	303	2・3	B8B00906	今尾東分団長
11	304	2・4	B8A01115	下多度分団長
12	305	2・4	B8A01111	城山北分団長
13	306	2・4	B8A01114	城山南分団長
14	307	2・5	B8A01054	高須北分団長
15	308	2・5	B8A00625	高須南分団長
16	309	2・5	B8A00691	吉里分団長
17	310	2・6	B8A01019	東江分団長
18	311	2・6	B8A00746	西江分団長
19	312	2・6	B8A00636	大江分団長
20	313	2・7	B8A00950	石津北分団長
21	314	2・7	B8B00923	石津西分団長
22	315	2・7	B8A00620	石津南分団長
23	501	8	B8A01123	海津501
24	502	8	B8A00847	海津502
25	503	8	B8B00022	海津503

No.	IP 無線	グループNo.	製造番号	特記事項
26	504	8	B8A00762	海津 5 0 4
27	505	8	B8A00774	海津 5 0 5
28	506	8	B8A00845	海津 5 0 6
29	507	8	B8A01113	海津 5 0 7
30	508	8	B8A01116	海津 5 0 8
31	509	8	B8A00980	海津 5 0 9
32	510	8	B8A00683	海津 5 1 0
33	511	8	B8A00690	海津 5 1 1
34	512	8	B8A00874	海津 5 1 2
35	513	8	B8A01048	海津 5 1 3
36	514	8	B8A00614	海津 5 1 4
37	515	8	B8A00766	海津 5 1 5
38	516	8	B8A01064	海津 5 1 6
39	517	8	B8A00961	海津 5 1 7
40	518	8	B8A00952	海津 5 1 8
41	519	8	B8B00083	海津 5 1 9
42	520	8	B8B00087	海津 5 2 0
43	521	8	B8B00023	海津 5 2 1
44	522	8	B8B00039	海津 5 2 2
45	523	8	B8B00001	海津 5 2 3
46	524	8	B8B00093	海津 5 2 4
47	525	8	B8B00036	海津 5 2 5
48	526	8	B8B00035	海津 5 2 6
49	527	8	B8A00976	海津 5 2 7
50	528	8	B8A01003	海津 5 2 8
51	529	8	B8A00689	海津 5 2 9
52	530	8	B8A00864	海津 5 3 0
53	531	8	B8A00949	海津 5 3 1
54	532	8	B8A00644	海津 5 3 2
55	533	8	B8A00818	海津 5 3 3
56	534	8	B8A00773	海津 5 3 4
57	535	8	B8A00703	海津 5 3 5

■海津市防災行政無線移動系（I P無線車載・消防団）配置図

一連番号	No.	地域	車種名	グループNo.	現保管場所	特記事項
1	152	岐阜800 さ6139	消防ポンプ自動車	3	海西分団消防庫	海西1
2	134	岐阜800 す1629	消防可搬ポンプ積載車	3	海西分団消防庫	海西2
3	130	岐阜800 す1616	消防可搬ポンプ積載車	3	海西分団消防庫	海西3
4	249	岐阜880 あ1223	消防可搬ポンプ積載車	3	海西分団消防庫	海西4
5	205	岐阜800 す6133	消防可搬ポンプ積載車	3	平田蛇池消防庫	海西5
6	153	岐阜800 さ6140	消防ポンプ自動車	3	今尾西分団消防庫	今尾西1
7	263	岐阜800 せ7682	消防可搬ポンプ積載車	3	今尾西分団消防庫	今尾西2
8	248	岐阜880 あ1222	消防可搬ポンプ積載車	3	脇野会館	今尾西3
9	293	岐阜880 あ2116	消防可搬ポンプ積載車	3	今尾西分団消防庫	今尾西5
10	258	岐阜800 せ6363	消防ポンプ自動車	3	今尾東消防庫（三郷）防災備蓄倉庫	今尾東1
11	124	岐阜800 せ1319	消防可搬ポンプ積載車	3	今尾東消防庫（西島）防災備蓄倉庫	今尾東2
12	281	岐阜800 せ9019	消防可搬ポンプ積載車	3	今尾東消防庫（三郷）防災備蓄倉庫	今尾東3
13	160	岐阜800 さ7898	消防ポンプ自動車	4	南濃津屋消防庫	下多度1
14	262	岐阜800 せ7681	消防可搬ポンプ積載車	4	志津消防庫	下多度2
15	132	岐阜800 す1627	消防可搬ポンプ積載車	4	南濃津屋消防庫	下多度3
16	257	岐阜800 せ6362	消防ポンプ自動車	4	城山北分団消防庫（分庁舎）	城山北1
17	129	岐阜800 す1615	消防可搬ポンプ積載車	4	城山北分団消防庫（分庁舎）	城山北2
18	128	岐阜800 す1614	消防可搬ポンプ積載車	4	南濃城山北分団消防庫（南濃中部コミュニティセンター）	城山北3
19	133	岐阜800 す1628	消防可搬ポンプ積載車	4	南濃徳田消防庫	城山北4
20	125	岐阜800 さ1320	消防可搬ポンプ積載車	4	南濃羽沢消防庫	城山南2
21	161	岐阜800 さ7913	消防可搬ポンプ積載車	4	南濃上野河戸消防庫	城山南3
22	131	岐阜800 す1617	消防可搬ポンプ積載車	4	南濃山崎消防庫	城山南4
23	256	岐阜800 せ6361	消防ポンプ自動車	5	海津西町消防庫	高須北1
24	156	岐阜880 あ2545	消防可搬ポンプ積載車	5	海津馬目町消防庫	高須北2
25	163	岐阜88 る8232	消防可搬ポンプ積載車	5	海津平原消防庫	高須北3
26	122	岐阜800 す・837	消防ポンプ自動車	5	海津上町消防庫	高須南1

一連番号	No.	地域	車種名	グループNo.	現保管場所	特記事項
27	155	岐阜88 ろ6797	消防可搬ポンプ積載車	5	海津新町消防庫	高須南2
28	94	岐阜880 あ2208	消防可搬ポンプ積載車	5	海津札野消防庫	高須南3
29	169	岐阜88 ろ9576	消防ポンプ自動車	5	海津吉里分団消防庫	吉里1
30	141	岐阜800 す1874	消防可搬ポンプ積載車	5	海津吉里分団消防庫	吉里2
31	164	岐阜88 ろ8233	消防可搬ポンプ積載車	5	海津吉里分団消防庫	吉里3
32	147	岐阜88 ろ4246	消防ポンプ自動車	6	海津駒ヶ江消防庫	東江1
33	165	岐阜88 ろ8234	消防可搬ポンプ積載車	6	海津大和田消防庫	東江2
34	151	岐阜880 あ2409	消防可搬ポンプ積載車	6	海津日原消防庫	東江3
35	148	岐阜88 ろ4247	消防ポンプ自動車	6	海津安田消防庫	西江1
36	150	岐阜880 あ2408	消防可搬ポンプ積載車	6	海津安田消防庫	西江2
37	158	岐阜88 ろ6811	消防可搬ポンプ積載車	6	海津安田消防庫	西江3
38	127	岐阜88 ろ1592	消防ポンプ自動車	6	海津古中島消防庫	大江1
39	157	岐阜880 あ2544	消防可搬ポンプ積載車	6	海津森下消防庫	大江2
40	166	岐阜88 ろ8235	消防可搬ポンプ積載車	6	海津金廻消防庫	大江3
41	159	岐阜800 さ7897	消防ポンプ自動車	7	南濃太田消防庫	石津北1
42	135	岐阜800 す1703	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃安江消防庫	石津北2
43	136	岐阜800 す1704	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃吉田消防庫	石津北4
44	137	岐阜800 す1705	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃松山消防庫	石津西2
45	138	岐阜800 す1706	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃松山グリーンハイツ消防庫	石津西3
46	140	岐阜88 ろ1812	消防ポンプ自動車	7	防災センター	石津南1
47	126	岐阜800 さ1321	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃桜ヶ丘倉庫	石津南2
48	162	岐阜800 さ7914	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃境消防庫	石津南3
49	259	岐阜880 あ1401	消防可搬ポンプ積載車	7	南濃田鶴消防庫	石津南4
50	—	—	—	—	災害対策本部室	基地

18. 指定緊急避難場所・指定避難所、福祉避難所

■災害別指定緊急避難場所・指定避難所

番号	施設名称	洪水		土砂災害		地震		指定避難所 (長期滞在避難生活)
		使用の可否	収容可能人数	使用の可否	収容可能人数	使用の可否	収容可能人数	
1	<u>旧養南グラウンド</u>	○	—	×	×	○	—	
2	下多度小学校	○	471	○	471	○	471	○
	下多度小学校体育館	○	184	○	184	○	184	
3	みかげの森「プラザしもたど」	○	225	×	×	○	225	○
4	南濃コミュニティセンター	○	86	×	×	○	86	○
5	城山小学校	○	735	○	735	○	735	○
	城山小学校体育館	○	270	○	270	○	270	
6	文化会館 (ホール・ホワイエ以外を活用)	○	205	○	205	×	×	
7	城南中学校	○	557	○	557	○	557	○
	城南中学校体育館	○	238	○	238	○	238	
8	旧南濃中学校	○	836	×	×	○	836	○
	旧南濃中学校(体育館)	○	112	×	×	×	×	
9	働く女性の家	△	(63)	○	158	○	158	○
	南濃農村環境改善センター	×	×	×	×	○	124	
10	石津小学校	△	(603)	○	936	○	936	○
	石津小学校体育館	×	×	○	167	○	167	
11	(株)シンセイ南濃事業所	△	(100)	×	×	×	×	
12	南濃南部グラウンド	×	×	○	—	○	—	
13	平田海西公民館	△	(24)	○	62	○	62	○
14	海西小学校	△	(203)	○	468	○	468	○
	海西小学校体育館	×	×	○	134	○	134	
15	<u>SS ドローンプラザ(ふるさと会館/ 平田農村環境改善センター)</u>	×	×	○	279	○	279	○
16	平田中学校	△	(507)	○	937	○	937	○
	平田中学校体育館	×	×	○	273	○	273	
17	今尾小学校	○	<u>(837)</u>	○	837	○	837	○
	今尾小学校体育館	○	<u>(188)</u>	○	188	○	188	
18	<u>旧吉里小学校</u>	△	(244)	○	399	○	399	○
	<u>旧吉里小学校体育館</u>	△	(28)	○	181	○	181	
19	海津明誠高等学校	△	(656)	○	656	○	656	○
	海津明誠高等学校体育館	×	×	○	189	○	189	
	運動場	×	×	○	—	○	—	
20	<u>海津小学校</u>	△	(811)	○	1332	○	1332	○
	<u>海津小学校体育館</u>	×	×	○	226	○	226	
21	日新中学校	△	(612)	○	924	○	924	○
	日新中学校体育館	×	×	○	285	○	285	

番号	施設名称		洪水		土砂災害		地震		指定避難所 (長期滞在避難生活)
			使用の可否	収容可能人数	使用の可否	収容可能人数	使用の可否	収容可能人数	
22	OCT文化センター	海津公民館	△	(193)	○	636	○	636	○
		海津農村環境改善センター	△	(107)	○	205	○	205	
23	歴史民俗資料館		△	(332)	○	616	○	616	○
24	旧東江小学校		○	(164)	○	414	○	414	○
	旧東江小学校体育館		○	(175)	○	175	○	175	
25	旧西江小学校		△	(305)	○	539	○	539	○
	旧西江小学校体育館		△	(30)	○	183	○	183	
26	アクアワールド水郷パークセンター		×	×	○	—	○	—	
27	旧大江小学校		△	(198)	○	327	○	327	○
	旧大江小学校体育館		△	(25)	○	203	○	203	
28	長良川サービスセンター		△	(667)	○	—	○	667	○
29	木曾三川公園センター (公園広場内)		○	—	○	—	○	—	
30	海津庁舎 (大会議室)		×	×	○	33	○	33	○
31	道の駅 (月見の里南濃)		○	—	○	—	○	—	
32	平田体育館		×		○	365	×		○
	収容可能人数			10,991		14,987		16,355	
	浸水域内の収容可能数			(7,072)					
	浸水域外の収容可能数			3,919					

※収容人数は1人あたり4㎡とする。延べ床面積×0.7÷4.0㎡=収容人数 (屋外施設を除く)

※「洪水」使用可否欄の「△」は2階以上への避難とし、()内の数字は浸水域内の収容可能人数

■災害別指定緊急避難場所・指定避難所所在一覧

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	旧養南グラウンド	南濃町津屋 1935-1	—
2	下多度小学校	南濃町津屋 1869	57-2019
	下多度小学校体育館		
3	みかげの森「プラザしもたど」	南濃町津屋 2837-90	57-2001
4	南濃コミュニティセンター	南濃町津屋 2837-263	
5	城山小学校	南濃町駒野 1317-8	55-0017
	城山小学校体育館		
6	文化会館	南濃町駒野奥条入会地 99-1	55-1400
7	城南中学校	南濃町羽沢 1050	55-0039
	城南中学校体育館		
8	旧南濃中学校	南濃町安江 2314-72	—
	旧南濃中学校 (体育館)		
9	働く女性の家	南濃町吉田 492	56-2171
	南濃農村環境改善センター		56-3020
10	石津小学校	南濃町吉田 319	56-1047
	石津小学校体育館		
11	(株) シンセイ南濃事業所	南濃町吉田 895-5	—
12	南濃南部グラウンド	南濃町田鶴 706	56-2650
13	平田海西公民館	平田町野寺 1359-1	67-3045

番号	施設名称	所在地	電話番号
14	海西小学校	平田町野寺 1023	67-3101
	海西小学校体育館		
15	<u>SS ドローンプラザ</u> <u>(ふるさと会館/平田農村環境改善センター)</u>	平田町今尾 614-1	66-3940
16	平田中学校	平田町蛇池 1318	66-2463
	平田中学校体育館		
17	今尾小学校	平田町今尾 4434	66-2137
	今尾小学校体育館		
18	<u>旧吉里小学校</u>	海津町松木 776-1	53-2703
	<u>旧吉里小学校体育館</u>		
19	海津明誠高等学校	海津町高須町 11-1	53-1155
	海津明誠高等学校体育館		
	運動場		
20	海津小学校	海津町高須町 337	53-0059
	海津小学校体育館		
21	日新中学校	海津町高須 531-1	53-0040
	日新中学校体育館		
22	OCT 文化センター	海津町高須 585-1	53-3011
	<u>海津公民館</u> <u>海津農村環境改善センター</u>		53-2884
23	歴史民俗資料館	海津町萱野 205-1	53-3232
24	<u>旧東江小学校</u>	海津町駒ヶ江 159	53-0211
	<u>旧東江小学校体育館</u>		
25	<u>旧西江小学校</u>	海津町安田 72	54-5051
	<u>旧西江小学校体育館</u>		
26	アクアワールド水郷パークセンター	海津町福江 566	53-7200
27	<u>旧大江小学校</u>	海津町古中島 204	54-5222
	<u>旧大江小学校体育館</u>		
28	長良川サービスセンター	海津町福江 1202-2	54-2075
29	木曾三川公園センター (公園内広場)	海津町油島 255-3	54-5531
30	海津庁舎 (大会議室)	海津町高須 515	53-1111
31	道の駅 (月見の里南濃)	南濃町羽沢 673-1	58-0258
32	<u>平田体育館</u>	<u>平田町今尾 503</u>	<u>66-4088</u>

■ 指定福祉避難所

番号	施設名	所在地	洪水	土砂災害	地震	電話番号
1	海津総合福祉会館 (ひまわり)	海津町高須 517-1	○	○	○	52-1200
2	平田総合福祉会館 (やすらぎ会館)	平田町仏師川 483	○	○	○	66-4444
3	南濃総合福祉会館ゆとりの森	南濃町駒野 827-1	○	○	○	55-0077
4	<u>たかすの華</u>	<u>海津町平原 318-2</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>52-0086</u>
5	<u>かいさいの華</u>	<u>平田町野寺 1092-1</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>60-0017</u>
6	<u>しょうふう海津</u>	<u>海津町福江 656-1</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>54-5614</u>
7	<u>はつらつ海津</u>	<u>海津町福江 656-2</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>54-5565</u>
8	<u>海津特別支援学校体育館</u>	<u>平田町今尾 3885-2</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>66-2888</u>

19. 緊急離着陸場

施設名	所在地	地積	電話	座標	場外
福岡揖斐川河川敷右岸	海津町福岡地先	147×57	0584 53-1111	E136° 36' 46" N 35° 13' 37"	○
日新中学校	海津町高須 531-1	100×120	0584 55-2607	E136° 38' 19" N 35° 13' 09"	
平田グラウンド	平田町今尾 500	100×100	0584 53-1111	E136° 38' 06" N 35° 15' 25"	
平田中学校	平田町蛇池 1318	115×110	0584 55-2607	E136° 38' 35" N 35° 15' 16"	
南濃南部グラウンド	南濃町田鶴 706	170×80	0584 53-1111	E136° 38' 26" N 35° 09' 24"	
庭田山頂公園 (南濃公園)	南濃町庭田	70×40	0584 53-1111	E136° 33' 41" N 35° 12' 55"	○
海津市地域防災センター 海津市消防署南濃分署	南濃町吉田852-1	22×22	0584 53-1111	E136° 37' 40" N 35° 10' 01"	

注) 場外：防災ヘリコプター飛行場外離着陸場 () 書きは飛行場外離着陸場の正式名称

20.海津市ボランティアセンター登録団体

番号	ボランティア団体名	主な活動
1	海津市赤十字奉仕団	食事サービス(調理)
2	海津市食生活改善協議会	食事サービス(調理)
3	田代会	レクリエーション活動
4	ひなたぼっこ	本の読み聞かせ
5	わかば	食事サービス(配食)
6	AN	食事サービス(調理)
7	海津救急支援ボランティアチーム	救命講習の指導
8	ゆう・優	食事サービス(調理)
9	南濃地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動
10	南濃おもちゃの図書館とろーる	おもちゃ図書館
11	いきいきサロン・みどり	サロン活動
12	すみれ会	車いす介助・シート交換
13	レッツゴー	食事サービス(配食)
14	くるま座	車いすの点検・清掃
15	みどり	食事サービス(調理)
16	みかん倶楽部	車いす介助・シート交換
17	やまびこ	市報の音訳
18	ガーデナー倶楽部	パークセンター花壇管理維持
19	平田地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動
20	海津地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動
21	ほうれんそう	本の読み聞かせ
22	平田青年クラブ	防犯啓発活動
23	南濃一座	レクリエーション活動
24	ブックスタートボランティア	本の読み聞かせ
25	海津市更生保護女性会	地域犯罪防止活動
26	南濃北部地区防犯パトロール隊	防犯パトロール
27	海津市レクリエーション協会	レクリエーション活動
28	海津健康太極拳クラブ	健康太極拳
29	わわわ広場	子育て支援講座
30	ゆうゆうアテンダント	障がい児支援
31	養老鉄道を守る会“かいづ”	養老線存続活動
32	絵本読み話りの会	本の読み聞かせ
33	住み良い地域づくりを考える会	地域見守り活動
34	サロン山崎	サロン活動
35	真宗大谷派 高須別院	施設訪問活動
36	木曾三川千本松原に集う会	工作や遊びのイベント
37	リサイクルの環	野菜の提供
38	チーム匠	家具の転倒防止金具取付
39	かいづ国際交流の会	日本語教室(在住外国人対象)
40	海津ギター同好会	ギター演奏
41	海津青年クラブ	地域啓発活動

番号	ボランティア団体名	主な活動
42	踊リッチかいづ	レクリエーション活動
43	フォークダンスパプリカ	レクリエーション活動
44	海津市フライングディスク協会	障がい者スポーツの普及
45	高齢者サポートネットワーク海津	高齢者支援
46	NPO法人 木曾三川千本松原を愛する会	環境保全活動
47	特定非営利活動法人 まごの手クラブ	生活サポート
48	大和田ネットワーク	地域の見守り活動
49	スマイルトランポリン	障がい児支援
50	NPO法人 絵本であそぼっ	読み聞かせ中心の公演、普及活動
51	海津市ハリヨ保存会	ハリヨ保存活動
52	かいづ介護予防リーダーの会	介護予防教室
53	サークルカンナ	社協だよりの音訳
54	ファミリーユ	本の読み聞かせ
55	チューリップクラブ	シーツ交換
56	こころ見守りたい	自殺予防活動
57	フルートアンサンブル ブリランテ	フルート演奏
58	美・ビット	レクリエーション活動
59	水郷倶楽部	パークセンター堀田の管理運営
60	海津学習支援の会	学習支援

21. 市内医療機関

名称	所在地	電話番号	診療科目
おおや内科循環器科	海津町内記 207-1	53-0899	循環器内科・糖尿病内科
岡田内科	海津町東小島 5	53-0051	内科・小児科
小坂井レディースクリニック	海津町馬目 393-3	53-3388	産科・婦人科・内科・小児科
とみなり整形外科	海津町馬目 56	53-4118	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
<u>ひなた在宅クリニック</u>	<u>海津町馬目 357</u>	<u>53-0053</u>	<u>医療全般（訪問診療）</u>
稲田クリニック	平田町今尾 800-1	66-2700	内科・外科
かわい整形外科	平田町三郷 626	66-3569	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
榊原医院	平田町三郷 891-1	66-2417	内科・外科・小児科
辻中眼科	平田町今尾 2933	66-2600	眼科・内科・循環器科・消化器内科・外科
寺倉医院	平田町幡長 565	67-3023	内科・消化器科・小児科・放射線科
伊藤内科・神経科	南濃町駒野 252-1	55-0045	内科・神経科
大井耳鼻咽喉科	南濃町松山 182-6	56-2511	耳鼻咽喉科・気管食道科・小児科・アレルギー科
可知医院	南濃町太田 801-1	56-1044	皮膚科・外科・内科・小児科・整形外科
中尾皮膚科クリニック	南濃町田鶴 407	56-0300	皮膚科・アレルギー科・形成外科
野村クリニック	南濃町太田 267-1	59-0070	内科
ひばりクリニック	南濃町駒野 469-1	55-2131	内科(人工透析)・小児科
藤橋医院(休診中)	南濃町羽沢 333-10	55-0024	内科・小児科
森木医院	南濃町松山 193-5	56-2311	内科・小児科・循環器科
やまだ眼科クリニック	南濃町太田 750	56-2482	眼科
養南病院	南濃町津屋 1508	57-2511	精神科・心療内科
海津市医師会病院	海津町福江 656-16	53-7111	内科・外科・整形

22. 岐阜県災害救助法施行細則

制定 昭和 35 年 8 月 1 日 規則第 67 号
最終改正 令和 4 年 5 月 20 日 規則第 60 号

(総則)

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第二条 災害に際し、市町村における災害が、令第一条第一項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第一号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第二号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 令第三条第一項の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定により難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第四条 規則第一条第一項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書 別記第三号様式

二 公用変更令書 別記第四号様式

三 公用取消令書 別記第五号様式

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第六号様式）に登録しなければならない。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

(受領調書)

第五条 規則第二条第三項の受領調書の様式は、別記第七号様式のとおりとする。

2 規則第二条第三項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第六条 規則第三条の損失補償請求書の様式は、別記第八号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第七条 規則第四条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書 別記第九号様式
- 二 公用取消令書 別記第十号様式

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第十一号様式）に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第八条 規則第四条第二項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

- 一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償の基準）

第九条 令第五条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第二のとおりとする。

（実費弁償費の請求書等）

第十条 規則第五条に規定する実費弁償請求書及び法第十条第三項において準用する法第六条第四項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 実費弁償請求書 別記第十二号様式
- 二 証票 別記第十三号様式

（扶助金支給申請書）

第十一条 規則第六条の扶助金支給申請書の様式は、別記第十四号様式のとおりとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 法第八条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第十二条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第六条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村の実施する救助事務）

第十二条 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする場合において、令第十七条第一項の規定による通知は、別記第十五号様式によるものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第四条、第五条、第六条第二項、第七条及び第八条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第十三条 法第三十条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第十六号様式）に災害救助算出内訳書（別記第十七号様式）を添えて知事に請求するものとする。

別表第一（第三条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

- (一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により避難所とすることができる。
- (三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百四十円以内とする。
- (四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三)に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。
- (6) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて（一）（2）に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。
- (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。
- (3) 供与期間は、（一）（6）に規定する期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しによる食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千二百三十円以内とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (一) 被服、寝具及び身のまわり品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える 世帯
夏季（四月 から九月ま で）	一九、二〇〇 円	二四、六〇〇 円	三六、五〇〇 円	四三、六〇〇 円	五五、二〇〇 円	五五、二〇〇円 に五人を超え一 人増すごとに 八、〇〇〇円を 加算した額
冬季（十月 から三月ま で）	三一、八〇〇 円	四一、一〇〇 円	五七、二〇〇 円	六六、九〇〇 円	八四、三〇〇 円	八四、三〇〇円 に五人を超え一 人増すごとに一 一、六〇〇円を 加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える 世帯
夏季（四月 から九月ま で）	六、三〇〇円	八、四〇〇円	一二、六〇〇 円	一五、四〇〇 円	一九、四〇〇 円	一九、四〇〇円 に五人を超え一 人増すごとに 二、七〇〇円を 加算した額
冬季（十月 から三月ま で）	一〇、一〇〇 円	一三、二〇〇 円	一八、八〇〇 円	二二、三〇〇 円	二八、一〇〇 円	二八、一〇〇円 に五人を超え一 人増すごとに 三、七〇〇円を 加算した額

(三) (一) 及び (二) の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

- (一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。
- (二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあつては協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては慣行料金の八割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(二) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完成する。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- 3 生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。
 - (一) 生業費 一件につき 三〇、〇〇〇円
 - (二) 就職支度費 一件につき 一五、〇〇〇円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。
- 5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - (一) 貸与期間 二年以内
 - (二) 利子 無し

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (一) 教科書
 - (1) 小学校の児童及び中学校の生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等の生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (二) 文房具及び通学用品

小学校の児童	一人につき	四、八〇〇円以内
中学校の生徒	一人につき	五、一〇〇円以内
高等学校等の生徒	一人につき	五、六〇〇円以内

- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

九 埋葬

- 1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- 2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
 - (一) 棺（付属品を含む。）
 - (二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - (三) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十一万九千百円以内とし、十二歳未満の者は十七万五千二百円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索及び処理

- 1 死体の搜索
 - (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
 - (二) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (三) 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。
- 2 死体の処理
 - (一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。
 - (二) 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
 - (三) 検案は、原則として救護班が行う。
 - (四) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等
一体につき三千五百円以内
 - (2) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の利用しない場合にあつては一体につき五千五百円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
 - (3) 救護班以外の者の検案
当該地域の慣行料金の額以内
 - (五) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居

住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行った障害物の除去に要した費用の一世帯当たりの平均額が十三万八千七百円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (一) 被災者の避難に係る支援
- (二) 医療及び助産
- (三) 災害にかかった者の救出
- (四) 飲料水の供給
- (五) 死体の捜索
- (六) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第二（第九条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第四条第一号から第四号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を八で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十七第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第十四条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年条例第三十号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第四条第五号から第十号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその百分の三に相当する額を加算した額以内の額		

23. 救助別報告事項

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式No.	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の1	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難設置場所	開設報告	—	—	—	—	○		
	収容状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	8	5	1	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	5	2	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	入居報告	—	—	—	—	○		
	炊出状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	飲料水供給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
被服寝具生活必需品給与	世帯構成員別被害報告	8	4	1	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	—	—	○		
医療助産	医療班出動要請	—	—	—	—	○		
	医療班出動報告	8	6	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	り災者救出状況報告	8	—	4	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	5	4	住宅応急処理該当世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	被災教科書報告	8	8	2	被災教科書報告書			○5日以内
学用品支給	学用品支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	—	—	○		
	埋葬救助状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	死体搜索状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	死体処理状況報告	8	—	4	救助日報		○	

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式No.	様式名称			
障害物除去	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	5	6	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告	—	—	—	—	○		
輸送、人夫雇上状況報告		8	—	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		—	—	—	—	(程度、方法) ○		(期間特例) 各救助実施期間中

- (注) 1. 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。
2. 項、節、様式は、県計画を示す。

24. 水源地・供給器具等

■水源地・浄水場・配水池

水源地・配水池名	所在地	施設能力・配水池容量
海津北部浄水場	海津町松木 775	8,070 立方 m/日
海津南部浄水場	海津町長久保303	3,850 立方 m/日
平田第1水源地	平田町今尾848	3,900 立方 m/日
平田第2水源地	平田町野寺 966-1	1,740 立方 m/日
南濃北部水源地	南濃町志津新田 502-5	1,491 立方 m/日
南濃北部配水池	南濃町志津新田 2837	660 立方 m/日
南濃徳田水源地	南濃町徳田 129-3	5,030 立方 m/日
南濃藤沢浄水場	南濃町駒野 39-3	5,030 立方 m/日
南濃奥条配水池	南濃町奥条 25-1	1,680 立方 m/日
南濃山崎配水池	南濃町山崎 1365-1	660 立方 m/日
南濃太田浄水場・配水池	南濃町太田 374-32	1,360 立方 m/日
南濃松山配水池	南濃町松山 1906-23	1,040 立方 m/日
南濃松山水源地	南濃町松山 1705-3	1,800 立方 m/日
南濃田鶴水源地	南濃町境 380-2	790 立方 m/日

■給水用器具等備蓄一覧表

地区	備蓄施設名	備蓄資機材名	仕様等	数量	備考
海津	海津市役所駐車場	給水タンク運搬用トラック	2t 車	1	
	海津防災倉庫	非常用水袋	1箱(2袋入×40袋)	30	
	海津北部浄水場	非常用ポリ袋 10ℓ用		22	
	海津北部水源地	給水タンク ステンレス製	ホータブル型 1500ℓ	2	
	鹿野防災センター	給水用水槽	ポリエスチレン槽 500ℓ	10	
	鹿野防災センター	浄水機	大学産業 DCF-1ES	1	
	海津コンテナ防災倉庫1(西)	ウォーターパック 1箱40セット	10リットル2枚入り	20	
平田	平田第1水源地	非常用ポリ袋 10ℓ用		2,315	
南濃	地域防災センター	浄水機		2	
	地域防災センター	ポリ容器(20ℓ)		6	
	地域防災センター	非常用ポリ袋 10ℓ用		23	
	地域防災センター	飲料水兼用耐震性貯水槽 (自動・手動ポンプ有り)	60m ³	1	
	藤沢防災倉庫	給水タンク(大)	1,000ℓ	8	
	藤沢防災倉庫	給水タンク(中)	500ℓ	3	
	藤沢防災倉庫	組み立て槽		1	
	藤沢防災倉庫	浄水機		3	
	藤沢防災倉庫	配布用水袋	20ℓ・150枚入り	500	
	消防署南濃分署	小型動力ポンプ付水槽車 (消防力兼用)	5,000ℓ	1	

25. 応急仮設住宅建設可能用地

用地の名称等	所在地	公有	民有	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	建設可能 戸数 (戸)
高須小グラウンド	海津町高須町 337	○		11,000	8,800	88
吉里小グラウンド	海津町松木 776-1	○		7,000	5,600	56
東江小グラウンド	海津町駒ヶ江 159	○		8,000	6,400	64
大江小グラウンド	海津町古中島 204	○		3,000	2,400	24
西江小グラウンド	海津町安田 72	○		4,000	3,200	32
今尾小グラウンド	平田町今尾 4434	○		6,000	4,800	48
海西小グラウンド	平田町野寺 1023	○		12,000	9,600	96
下多度小グラウンド	南濃町津屋 1879-1		○	8,000	6,400	64
城山小グラウンド	南濃町駒野 1317-8	○		10,000	8,000	80
石津小グラウンド	南濃町吉田 319		○	8,000	6,400	64
日新中グラウンド	海津町高須 531-1	○		21,000	16,800	168
平田中グラウンド	平田町蛇池 1318	○		15,000	12,000	120
旧養南グラウンド	南濃町津屋 1935-1		○	8,000	6,400	64
城南中グラウンド	南濃町羽沢 1050	○		30,000	13,200	132
旧南濃中グラウンド	南濃町安江 2314-72	○		16,000	12,800	128
南濃南部グラウンド	南濃町田鶴 706-1		○	22,000	17,600	176
旧南濃庁舎跡地	南濃町駒野奥条入会 地 99-1		○	3,500	2,800	28

26. 要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体	指定の根拠法令
1	高須認定こども園	海津町高須 374-1	0584-53-2169	海津市	水防法第 15条
2	東江こども園	海津町駒ヶ江 437-2	0584-53-3846	社会福祉法人 真人舎	水防法第 15条
3	わかば海津北 こども園	海津町鹿野 21-1	0584-53-1611	社会福祉法人 誠心愛育会	水防法第 15条
4	<u>今尾コスモスこども 園</u>	<u>平田町仏師川 483</u>	<u>0584-66-3775</u>	<u>社会福祉法人 真人舎</u>	<u>水防法第 15条</u>
5	わかば海西 <u>こども園</u>	平田町野寺 1342-1	0584-66-3536	社会福祉法人 誠心愛育会	水防法第 15条
<u>6</u>	石津認定こども園	南濃町太田 854-1	0584-56-1547	海津市	水防法第 15条 土砂災害防 止法第8条
<u>7</u>	認定こども園 庭田保育園	南濃町庭田 184-1	0584-55-0149	社会福祉法人 ちひろ会	土砂災害防 止法第8条
<u>8</u>	認定こども園 石山保育園	南濃町田鶴 416-1	0584-56-1960	社会福祉法人 八実会	水防法第 15条
<u>9</u>	<u>海津小学校</u>	海津町高須町 337	0584-53-0059	海津市	水防法第 15条
<u>10</u>	<u>今尾小学校</u>	<u>平田町今尾 4432</u>	<u>0584-66-2137</u>	<u>海津市</u>	<u>水防法第 15条</u>
<u>11</u>	海西小学校	平田町野寺 1023	0584-67-3101	海津市	水防法第 15条
<u>12</u>	石津小学校	南濃町吉田 319	0584-56-1047	海津市	水防法第 15条
<u>13</u>	日新中学校	海津町高須 531-1	0584-53-0040	海津市	水防法第 15条
<u>14</u>	平田中学校	平田町蛇池 1318	0584-66-2463	海津市	水防法第 15条
<u>15</u>	いちい荘	海津町福江 552-1	0584-54-5514	社会福祉法人 岐阜県いちい会	水防法第 15条
<u>16</u>	海津市 はばたき	海津町高須町 633-1	0584-53-3121	社会福祉法人 海津市社会福祉協 議会	水防法第 15条
<u>17</u>	障がい者センター あいさんハウス・ぎ ふ	海津町鹿野 1050-1	0584-52-1294	社会福祉法人 愛燦会	水防法第 15条
<u>18</u>	キッズボンド平田	平田町幡長 1515-1	0584-51-7722	株式会社KB	水防法第 15条
<u>19</u>	アグリピア農場	南濃町駒野新 田 358	0584-58-1750	株式会社 アグリピア	水防法第 15条

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体	指定の根拠法令
20	クローバー	南濃町境 1361-3	0584-56-1220	株式会社 ライトワークス	水防法第 15条
21	海津特別支援学校	平田町今尾 3885-2	0584-66-2888	岐阜県	水防法第 15条
22	介護老人保健施設 はつらつ海津	海津町福江 656-2	0584-54-5565	社会福祉法人 豊寿会	水防法第 15条
23	特別養護老人ホーム しょうふう海津	海津町福江 656-1	0584-54-5614	社会福祉法人 豊寿会	水防法第 15条
24	オレンジ・ハート	海津町札野 545-1	0584-52-0181	(有) オレンジ・ トータルケア	水防法第 15条
25	グループホーム 海津「福寿苑」	海津町福江 627	0584-54-0291	株式会社 共寿	水防法第 15条
26	グループホーム 木曾三川「福寿苑」	海津町福江 629-1	0584-54-0051	株式会社 共寿	水防法第 15条
27	グループホーム 千本松「福寿苑」	海津町福江 639-1	0584-54-0250	株式会社 共寿	水防法第 15条
28	デイサービス おひさま	海津町高須町 1166-3	0584-53-1803	デイサービス おひさま	水防法第 15条
29	リハビリ型デイサー ビス ひだまり	南濃町松山 421-1	0584-56-1188	リハビリ型デイサー ビス ひだまり	水防法第 15条
30	有料老人ホーム どんぐりの木 海津	海津町福江 845-1	06-6937-2711	株式会社ライフタ ップ	水防法第 15条
31	ひまわり会館 三川公園	海津町福江 1066	0584-54-5550	(株) ひまわりケ アサービス	水防法第 15条
32	たかすの華	海津町平原 318-2	0584-52-0086	社会福祉法人 恵母の会	水防法第 15条
33	グループホーム 天の花	平田町仏師川 461	0584-66-5055	(医社) 崇仁会	水防法第 15条
34	かいさいの華	平田町野寺 1092-1	0584-66-0017	社会福祉法人 恵母の会	水防法第 15条
35	デイサービスセンタ ー千の郷	平田町三郷 875	0584-65-0255	社会福祉法人 吉田会	水防法第 15条
36	オレンジ・ガーデン	南濃町上野河 戸 728-1	0584-55-0506	(有) オレンジ・ トータルケア	土砂災害防 止法第8条
37	デイサービスよもぎ	南濃町太田 682-1	0584-59-0010	(有) ノウヒ	水防法第 15条
38	いっぷくの郷 春藤園	南濃町志津 1951-8	0584-58-1027	(株) アクティブ ケアライフ	土砂災害防 止法第8条
39	グループホーム 南濃「福寿苑」	南濃町松山 426-1	0584-59-0051	株式会社 共寿	水防法第 15条
40	特別養護老人ホーム 長寿の里・南濃	南濃町志津 719-1	0584-58-0294	社会福祉法人 愛燦会	土砂災害防 止法第8条
41	特別養護老人ホーム 長寿の里・海津	南濃町境 70-1	0584-59-0294	社会福祉法人 愛燦会	水防法第 15条
42	海津総合福祉会館 (ひまわり)	海津町高須 517-1	0584-52-1200	海津市	水防法第 15条

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体	指定の根拠法令
43	平田総合福祉会館 (やすらぎ館)	平田町仏師川 483	0584-66-4444	海津市	水防法第 15条
44	海津市医師会病院	海津町福江 656-16	0584-53-7111	一般社団法人 海津市医師会	水防法第 15条
45	キッズボンド海津	海津町駒ヶ江 235	0584-53-3577	株式会社 KB	水防法第 15条
46	デイサービスセンタ ー福寿	海津町福江 628	0584-54-0252	株式会社 共寿	水防法第 15条
47	児童発達支援事業所 みらい	海津町高須 517-1	0584-53-2181	社会福祉法人 海津市社会福祉協 議会	水防法第 15条
48	オレンジ・ライフ	海津町札野 545-1	0584-52-0020	(有) オレンジ・ トータルケア	水防法第 15条
49	海津留守家庭児童教 室	海津町高須町 337	080-6585- 6196	海津市	水防法第 15条
50	今尾留守家庭児童教 室	平田町今尾 4432	090-2946- 7801	海津市	水防法第 15条
51	海西留守家庭児童教 室	平田町野寺 1023	090-1862- 0794	海津市	水防法第 15条
52	石津留守家庭児童教 室	南濃町吉田 319	090-9183- 0678	海津市	水防法第 15条
53	からふる庭園海津	海津町高須 440	0584-51-1255	VC パートナー	水防法第 15条
54	すずらん農園	南濃町田鶴 749-1	0594-84-7637	(有) すずらん	水防法第 15条
55	こぐま託児所	海津町福江 641-2	0584-54-5165	一般社団法人 海津市医師会	水防法第 15条

27. 岐阜県関係等の協定等一覧

番号	協定先等	締結日等	協定名等
1	県内市町村（消防組織法 39 条第 2 項）	H29. 3. 24	岐阜県広域消防相互応援協定書 岐阜県広域消防相互応援協定に基づく覚書
2	県及び県内市町村	H10. 3. 30	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書 実施細目
3	全国（消防組織法 44 条）	S61. 5. 30	大規模特殊災害時における広域航空消防 応援実施要綱
4	県及び県内市町村	H9. 4. 1	岐阜県水道災害相互応援協定
5	県及び県内市町村	H6. 3. 28	岐阜県防災ヘリコプター応援協定

28. 災害応援に関する協定一覧

番号	協 定 先	締結日	協 定 名
1	岐阜県立海津明誠高等学校	H19. 4. 12	非常災害時における教育施設等開放に係る覚書
2	鹿児島県霧島市	H18. 4. 25	大規模災害時における相互援助に関する協定書
3	一般社団法人 岐阜県西濃建設業協会海津支部	H19. 1. 15 R3. 5. 17 廃止	海津市の災害応援協力に関する協定
4	(社)海津市医師会	H19. 2. 1	災害時の医療救護に関する協定書
5	海津市医師会病院	H19. 2. 1	災害時の救護病院指定に関する協定書
6	愛知県愛西市、三重県桑名市	H19. 3. 1	災害時における相互応援に関する協定書
7	日本郵便株式会社 市内郵便局等	H29. 8. 15	災害支援協力に関する覚書
8	岐阜協立大学	H20. 2. 25	非常災害時における施設等開放に係る覚書
9	岐阜県立海津特別支援学校	H20. 4. 25 R5. 3. 31 廃止	非常災害時における教育施設等開放に係る覚書
10	西濃電気工事協同組合	H21. 3. 27	災害時における応急対策活動に関する協定書
11	国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長	H21. 8. 1	国営木曾三川公園長良川サービスセンター災害支援に関する応援協定
12	国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長	H21. 8. 1	国営木曾三川公園アクアワールド水郷パークセンター災害支援協力に関する協定
13	徳川御三家附家老（犬山市、田辺市、新宮市、高萩市）	H21. 11. 7	大規模災害時における相互応援に関する協定書
14	(株)大垣ケーブルテレビ	H22. 2. 2	災害時における報道要請に関する協定
15	(株)大垣ケーブルテレビ	H22. 2. 2	災害時におけるケーブルテレビ施設利用に関する協定
16	勢濃建設(株)	H22. 5. 26	海津市の災害応援協定に関する協定
17	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H22. 7. 23	災害応援に関する協定
18	国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長	H22. 8. 1	国営木曾三川公園木曾三川公園センター災害支援に関する応援協定
19	(株) 一号館	H23. 4. 1	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
20	(株) 義津屋	H23. 4. 1	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
21	中部ペプシコーラ販売 (株)	H23. 4. 1	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
22	コカ・コーラ セントラルジャパン (株) 中京地区営業部 V S 岐阜三重販売部 大垣支店	H23. 4. 1	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書

番号	協 定 先	締結日	協 定 名
23	G & L よしだ	H23. 4. 1	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
24	ふとんの富士綿業	H23. 4. 1	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
25	国土交通省中部地方整備局長	H23. 4. 20	災害時の情報交換に関する協定
26	海津市石油商業組合	H23. 7. 1	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書
27	財団法人 中部電気保安協会	H23. 11. 9	災害時における電気の保安に関する協定書
28	社団法人岐阜県エルピーガス協会 西濃支部海津部会	H24. 2. 6	災害時におけるLPガスの供給に関する協定
29	(株)シンセイ	H24. 6. 7	災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書
30	(株)東海大阪レンタル	H24. 6. 7	災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定書
31	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村(32市町村)	H24. 7. 27	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書
32	(一社)全日本瓦工事業連盟会員 岐阜県瓦葺組合海津支部	H25. 3. 5	災害時における応急対策活動に関する協定書
33	砂防関係協力市町村(12市町村)	H25. 12. 18	砂防関係協力市町村災害時応援協定書
34	海津歯科医師会	H26. 3. 25	災害時の歯科医療救護に関する協定書
35	公益社団法人 隊友会岐阜県隊友会	H26. 7. 16	災害時等における隊友会の協力に関する協定書
36	国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所長	H27. 1. 15	木曽川下流の映像情報及び河川情報のデータ配信に関する協定書
37	西濃地域7市町(大垣市、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町)	H27. 2. 10	西濃地域における越境避難に関する協定書
38	南濃衛生施設利用事務組合(養老ドリームパーク)	H27. 3. 16	非常災害時における施設開放に関する協定書
39	(株)ミツウロコビバレッジ	H28. 4. 12	災害時における飲料水の供給に関する協定書
40	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 5. 13	災害時における畳の提供に関する協定書
41	西日本電信電話株式会社 岐阜支店	H28. 11. 17	特設公衆電話の設置等に関する覚書
42	社会福祉法人 海津市社会福祉協議会	H29. 3. 24	大規模災害時における相互応援に関する協定書
43	NPO法人コメリ災害対策センター	H29. 10. 30	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
44	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	H30. 1. 26	地域防災力向上の相互協力に関する連携協定
45	生活協同組合 コープぎふ	H30. 9. 13	災害時における応急生活物資供給に関する協定書

番号	協 定 先	締結日	協 定 名
46	山形県酒田市	H31. 2. 13	災害時相互援助に関する協定書
47	(株) ゼンリン	H31. 3. 27	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
48	ヤフー株式会社	R 1. 12. 9	災害に係る情報発信等に関する協定
49	(株) ユタカファーマシー	R 1. 12. 18	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
50	海津警察署	R2. 2. 20	防災行政無線を活用した犯罪情報等の提供及び注意喚起に関する協定書
51	一般社団法人岐阜県ペストコントロール協会	R2. 4. 16	災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書
52	昭和包装工業	R2. 7. 15	災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書
53	海津養老薬剤師会	R2. 8. 5	災害時の医療救護等に関する協定書
54	中部電力パワーグリッド株式会社	R2. 9. 18	大規模災害における相互連携に関する協定書
55	株式会社 三進	R3. 1. 15	災害時における空撮用小型無人航空機の活用に関する協定書
56	株式会社エネファント	R3. 2. 26	災害時における避難所への電力供給に関する協定書
57	日産自動車(株)、岐阜日産自動車(株)	R3. 3. 12	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書
58	海津市立海西小学校、海西地区社会福祉協議会	R3. 3. 18	指定避難所（海西小学校体育館）の鍵開錠に関する覚書
<u>59</u>	<u>海建会</u>	<u>R3. 5. 18</u>	<u>海津市と海建会との災害応援協力に関する協定</u>
<u>60</u>	木曾三川ミーツプロジェクト	R3. 6. 18	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書
<u>61</u>	日立建機日本株式会社中部支社岐阜支店大垣営業所	R3. 7. 26	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
<u>62</u>	社会福祉法人海津市社会福祉協議会、公益社団法人大垣青年会議所	R3. 9. 9	災害時における協力体制に関する協定
<u>63</u>	<u>中北薬品株式会社</u>	<u>R4. 3. 24</u>	<u>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定</u>
<u>64</u>	株式会社デベロップ	R4. 4. 8	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定
<u>65</u>	株式会社澤田製作所	R4. 6. 23	災害時における空撮用小型無線航空機の活用に関する協定書
<u>66</u>	<u>社会福祉法人恵母の会</u>	<u>R5. 2. 22</u>	<u>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u>
<u>67</u>	<u>岐阜県立海津特別支援学校</u>	<u>R5. 4. 1</u>	<u>災害時等における要配慮者等受け入れに関する協定書</u>
<u>68</u>	<u>一般社団法人DPCA</u> <u>一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会</u>	<u>R5. 4. 1</u>	<u>災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書</u>

番号	協 定 先	締 結 日	協 定 名
69	社会福祉法人豊寿会	R5. 4. 1	<u>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u>
70	長野県飯田市	R5. 10. 11	災害時相互応援協定書

29. 地区防災計画一覧

番号	計画名称	規定年月日	提案者
1	下多度地区防災計画	令和2年9月26日	下多度自主防災会代表 藤田 衛
2	西園地区防災計画	令和3年1月13日	西園地区自主防災会会長 野津繁雄

30. 防災協力パートナー制度登録事業所一覧

番号	事業所名	登録(変更)年月日	協力内容
1	<u>株式会社トーヨーイ ス (海津町)</u>	<u>令和5年4月28 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>フォークリフトの提供</u> ・<u>労務の提供</u> ・<u>ベトナム語の通訳</u> ・<u>スペースの活用可能なオフィス・倉庫の保持</u>
2	<u>(株) 阜陽総合事務 所 (南濃町)</u>	<u>令和5年4月28 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>応急薬品、食料品の調達と配布</u> ・<u>被災者への住居の紹介</u>
3	<u>株式会社ジャスキ (海津町)</u>	<u>令和5年4月28 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>場所の提供</u> ・<u>フォークリフトの提供</u> ・<u>避難所の運営支援</u> ・<u>がれきの撤去、清掃等への参加</u>
4	<u>(有)三宅製畳 (平田町)</u>	<u>令和5年5月31 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>駐車場と倉庫の提供</u> ・<u>フォークリフト、トラック等の資機材の提供</u> ・<u>市民への呼びかけ協力</u>
5	<u>株式会社あむごな2 (南濃町)</u>	<u>令和5年6月5日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>看護に関する業務</u>
6	<u>翠正園 (平田町)</u>	<u>令和5年6月7日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>労務の提供</u> ・<u>トラック、ダンプ、チェーンソー等の資機材の提供</u> ・<u>市民への呼びかけ協力</u>